

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

外国親会社からの株式報酬の課税について

Q 私は外資系の会社に勤務しておりますが、外国の親会社から株式の報酬をもらうケースがあります。この課税関係についてはどのようになっていますか？

解説

外国の親会社からの株式報酬について、代表的なものとしては、**リストラクテッド・ストック (RS)** や **リストラクテッド・ストック・ユニット (RSU)** などがあります。

1. リストラクテッド・ストック (RS)

株式会社が一定の期間経過後に一括してあるいは何年かに分けて、**自社株を無償で交付する制度**です。現物株式が付与されるため制度内容によっては制限期間中であっても、付与された従業員等は議決権の行使や配当金を受ける権利を有することがあります。

課税関係

制限期間経過時（制限期間解除時）の時価と取得価額（通常 0）の差額に**給与所得課税**されます。

2. リストラクテッド・ストック・ユニット (RSU)

株式会社が、期間経過後に一括してあるいは何年かに分けて、**株式と等価のユニットを無償で交付する制度**です。ユニットは現物株式ではないので直接の議決権はなく、配当相当額のユニットを受け取ることが多いです。

課税関係

制限期間経過時（制限期間解除時）の時価に**給与所得課税**されます。配当相当額のユニットも制限期間経過時の時価で給与所得課税されます。

3. RS と RSU の違い

RS と RSU はよく似た制度ではありますが、RS は譲渡制限付きの株式現物の交付を受けのに対して、RSU は株式現物ではなく株式と等価のユニットを取得するものです。ともに、制限期間経過時（制限期間解除時）の時価に**給与所得課税されるのは共通**です。

要するに…

最近では外資系を中心に、RS や RSU 以外にも自社株を割引で購入できる制度や勤務成績に応じて株式が付与されるなど様々な株式を使った報酬制度があります。